



山形県公報

平成15年11月11日(火)
第1491号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                  |      |
|----------------------------------|------------------|------|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....        | (健康福祉企画課)        | 1267 |
| 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....        | (同)              | 1268 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....           | (同)              | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....           | (同)              | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....      | (村山総合支庁福祉課)      | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....              | (同)              | 1269 |
| 同.....                           | (同)              | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....      | (同)              | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | (置賜総合支庁福祉課)      | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | (同)              | 1270 |
| 争議行為を行う旨の通知.....                 | (雇用労政課)          | 同    |
| 家畜伝染病発生の届出.....                  | (生産流通課)          | 1272 |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....         | (農村計画課)          | 同    |
| 土地改良区の定款変更の認可.....               | (最上総合支庁農村計画課)    | 同    |
| 県営土地改良事業計画の変更.....               | (同)              | 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....              | (庄内総合支庁農村計画課)    | 1273 |
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....      | (森林課)            | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....               | (村山総合支庁建築課)      | 同    |
| 道路の区域の変更.....                    | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) | 同    |
| 一般国道の供用の開始.....                  | (同)              | 1274 |
| 県道の供用の開始.....                    | (同)              | 同    |

### 公 告

|                           |         |      |
|---------------------------|---------|------|
| 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見..... | (商業振興課) | 同    |
| 同.....                    | (同)     | 1275 |
| 同.....                    | (同)     | 同    |
| 同.....                    | (同)     | 同    |
| 同.....                    | (同)     | 同    |
| 同.....                    | (同)     | 1276 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第1022号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| いたみの阿部八医院 | 山形市城西町四丁目6番15号 | 平成15.10.11 |

## 山形県告示第1023号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地    | 休止年月日     |
|---------------|---------------|-----------|
| 医療法人 國井産婦人科医院 | 山形市宮町二丁目7番21号 | 平成15.9.20 |

## 山形県告示第1024号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地                | 指定年月日      |
|--------------|---------------------------|------------|
| エイブル薬局ひかり店   | 山形市大字南館186番地の8(71-2街区13番) | 平成15.10.16 |
| なかさとこどもクリニック | 長井市小出3930番地の3             | 平成15.10.20 |
| レインボー歯科医院    | 米沢市下花沢二丁目7番32-6号          | 平成15.10.21 |

## 山形県告示第1025号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

| 指定介護機関の名称  | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|------------|------------------|------------------|------------|
| レインボー歯科医院  | 居宅療養管理指導         | 米沢市下花沢二丁目7番32-6号 | 平成15.10.20 |
| 山口ハートクリニック | 訪問看護<br>居宅療養管理指導 | 山形市花楸二丁目50番3号    | 平成15.10.21 |

## 山形県告示第1026号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                       | 事業所の名称及び所在地                                               | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日     |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 有限会社原田マネジメント<br>コーポレーション<br>山形市籠田二丁目4番19号 | 原田接骨院<br>山形市籠田二丁目4番19号                                    | 福祉用具貸与    | 平成15.6.27 |
| 株式会社医療救急サービス<br>新庄市大町2番26号                | 株式会社医療救急サービス尾花沢支社<br>ヌマックスヘルスケアショップシーブ<br>尾花沢市大字尾花沢2187番3 | 福祉用具貸与    | 同 10.24   |

## 山形県告示第1027号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|---------------------------------|-----------|------------|
| 八千代交通株式会社<br>山形市南栄町二丁目11番21号 | 八千代指定訪問介護事業所<br>山形市南栄町二丁目11番21号 | 訪問介護      | 平成15.10.21 |

## 山形県告示第1028号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類       | 指定年月日      |
|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|------------|
| 有限会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号             | ソーレ寒河江<br>寒河江市大字寒河江字月越1番2号        | 特定施設入所者<br>生活介護 | 平成15.10.27 |
| 特定非営利活動法人あじさい<br>西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1 | グループホームあじさい<br>西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1 | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 同 10.28    |

## 山形県告示第1029号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                      | 事業所の名称及び所在地                       | 廃止年月日     |
|------------------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 帝人在宅医療東日本株式会社<br>埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目11番27号 | ほっとケアプランセンター山形<br>山形市香澄町二丁目11番27号 | 平成15.10.1 |

## 山形県告示第1030号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地       | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地         |                    | 変更年月日      |
|---------------------------|-----------|---------------------|--------------------|------------|
|                           |           | 変 更 前               | 変 更 後              |            |
| 社会福祉法人南陽<br>南陽市宮内3750番地の1 | 訪 問 介 護   | ほなみケアセンター高畠         |                    | 平成15.11. 1 |
|                           |           | 東置賜郡高畠町大字高畠549番地の10 | 東置賜郡高畠町大字高畠521番地の3 |            |

山形県告示第1031号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地         |                    | 変更年月日      |
|---------------------------|---------------------|--------------------|------------|
|                           | 変 更 前               | 変 更 後              |            |
| 社会福祉法人南陽<br>南陽市宮内3750番地の1 | ほなみケアセンター高畠         |                    | 平成15.11. 1 |
|                           | 東置賜郡高畠町大字高畠549番地の10 | 東置賜郡高畠町大字高畠521番地の3 |            |

山形県告示第1032号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成15年10月29日次のとおり通知があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 事 件  
年未一時金等の要求に関する件
- 2 期 間  
平成15年11月11日以降事件解決の日まで
- 3 場 所
  - 庄内医療生活協同組合  
鶴岡協立病院  
鶴岡市文園町9番34号
  - 庄内医療生活協同組合  
訪問介護ステーションきずな  
同 日枝海老島159番1号
  - 庄内医療生活協同組合  
協立歯科クリニック  
同
  - 庄内医療生活協同組合  
協立リハビリテーション病院  
東田川郡榑引町大字上山添字神明前38番地
  - 庄内医療生活協同組合  
協立大山診療所  
鶴岡市大山二丁目26番3号
  - 庄内医療生活協同組合  
協立三川診療所  
東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
  - 庄内医療生活協同組合  
総合介護センターふたば  
鶴岡市双葉町13番45号
  - 庄内医療生活協同組合

|                                      |   |                   |
|--------------------------------------|---|-------------------|
| 協立慢性疾患クリニック                          | 同 | 文園町11番3号          |
| 医療法人健友会<br>本間病院                      |   | 酒田市中町三丁目4番20号     |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                    | 同 | 中町三丁目3番18号        |
| 医療法人健友会<br>訪問介護ステーションかがやき            | 同 |                   |
| 医療法人健友会<br>在宅介護支援センター                | 同 |                   |
| 医療法人山容会<br>山容病院                      | 同 | 高砂二丁目1番64号        |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院              |   | 山形市沖町79番1号        |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院           | 同 | 東原町一丁目12番26号      |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                 | 同 | 桜町7番44号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所          |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院老人訪問介護ステーション     |   | 山形市桜町4番10号        |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院桜町わかばクリニック       | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション           | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院老人訪問看護ステーションコスモス | 同 | 上町四丁目6番12号        |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック             | 同 | 富神前48番5号          |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                  | 同 | 桜町2番68号           |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                  | 同 | 長町二丁目10番56号       |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                |   | 天童鎌田一丁目6番46号      |
| 医療法人二本松会<br>山形病院                     |   | 山形市桜町2番75号        |
| 医療法人二本松会<br>上山病院                     |   | 上山市大字金谷字下河原1370番地 |
| 医療法人二本松会<br>心療内科ネルフェンクリニック           |   | 山形市城南町三丁目6番24号    |
| 医療法人二本松会<br>精神障害者地域生活支援センター          |   | 山形市城南町二丁目1番41号    |

#### 4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為とこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第1033号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似家畜の別 | 頭数 | 発生場所           | 発生日        |
|----------|-------|-----------|----|----------------|------------|
| ヨ－ネ病     | 牛     | 患畜        | 1  | 山形市大字土坂247 - 1 | 平成15.10.28 |

## 山形県告示第1034号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

| 事業名                 | 地区名   | 工事完了年月日    |
|---------------------|-------|------------|
| ほ場整備事業              | 天保八里ウ | 平成15年3月31日 |
| 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 向田    | 同上         |

## 山形県告示第1035号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日  
平成15年10月31日

## 山形県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営八敷代地区土地改良（ほ場整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（八敷代地区ほ場整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
真室川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年11月14日から同年12月15日まで
- 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1037号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、月光川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 尾 形 和 幸 | 遊佐町大字直世字尻地50番地 |

## 山形県告示第1038号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 解除予定保安林の所在場所  
東田川郡朝日村大字上田沢字柳屋平32 - 1（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 保安林解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その関係図面を農林水産部森林課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1039号

次の開発行為は、完了した。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 許可番号  
平成15年3月27日 指令村総健第5046号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
寒河江市大字寒河江字横道28 - 1、29 - 1、30 - 1、31 - 1、32、33 - 1、35 - 1、36 - 1、37 - 1、39 - 1、39 - 4、79 - 1、80、81、82、83、84、85、86、87 - 1、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100 - 1、100 - 2、101、102、103、104、105、106 - 1、106 - 2、106 - 3、107 - 1、109 - 1、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、80先、109 - 1先、53 - 3先、68先、80先、95先、104先、111先、字石田60 - 1、60 - 8先
- 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
寒河江市中央一丁目9番45号  
寒河江市土地開発公社

## 山形県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年11月11日から同年11月24日まで縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 荒砥停車場線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                            | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|------------------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字北小路1263番 1 から<br>同 1225番 2 まで     | 旧    | 16.8 メートル<br>10.2 | メートル<br>212 |
| 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字神明前1314番 3 から<br>同 字落合一1694番 4 まで |      | 86.0 メートル<br>14.8 | メートル<br>540 |
| 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字北小路1263番 1 から<br>同 1225番 2 まで     | 新    | 16.8 メートル<br>10.2 | メートル<br>212 |
| 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字神明前1314番 3 から<br>同 字落合一1694番 4 まで |      | 86.0 メートル<br>14.8 | メートル<br>532 |

## 山形県告示第1041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年11月11日から同年11月24日まで縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字石那田1686番 1 から  
同 1682番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月13日

## 山形県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年11月11日から同年11月24日まで縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 荒砥停車場線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字神明前1314番 3 から  
同 字落合一1694番 4 まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月13日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により寒河江市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成15年12月11日まで縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
寒河江ショッピングランド  
寒河江市大字寒河江字塩水72番 1
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年 6 月27日
- 3 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成15年12月11日まで縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ米沢城南店  
米沢市門東町一丁目3番39号
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年6月27日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により酒田市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年12月11日まで縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロックショッピングタウン酒田  
酒田市大字酒井新田字一番割1番7号外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年6月27日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成15年12月11日まで縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ白山店  
鶴岡市大字白山字西木村19番1
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年6月27日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成15年12月11日まで縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
鶴岡南ショッピングセンター  
鶴岡市ほなみ町9番35号
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年6月27日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成15年12月11日まで縦覧に供する。

平成15年11月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
鶴岡南ショッピングセンター  
鶴岡市ほなみ町9番35号
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年6月27日
- 3 意見の概要

店舗のある場所が住居専用地域と隣接することから、「光害」について居住者への悪影響がないよう適正な照明環境の保持に配慮すること。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤                                                                       | 正                                                                                                         |
|------------|------------|------|----|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15. 9.12 | 第1474号     | 1102 | 13 | 字ヤスモリ124 - 1、字丸木沢<br>206、207、字タシロ207 - 11、207<br>- 12、1242 - 1、1242 - 2 | 字ヤスモリ1241 - 1・字丸木沢<br>206・207・字タシロ207 - 12・1242<br>- 1・1242 - 2（以上6筆につい<br>て次の図に示す部分に限る。）<br>字タシロ207 - 11 |
| 同          | 同          | 同    | 26 | （「次のとおり」は、省略し、そ<br>の関係書類を                                               | （「次の図」及び「次のとおり」<br>は、省略し、その図面及び関係<br>書類を                                                                  |